

雇用調整助成金申請支援補助金をご活用ください

■対象者

山形市内に住所を有する事業所の事業主の方 ※注) 市外の事業所が含まれる場合は按分

■補助対象費用

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士等への事務手数料

※補助対象経費に消費税は含みませんので、ご注意ください。

■補助額 ※算出方法が昨年度と異なります。ご注意ください。

雇用調整助成金申請支給額の **20%の額(1,000円未満の端数切捨)** を上限に、
1事業所あたり **合計で40万円を限度(令和4年4月～11月分)** とします。

(前年度申請いただいた方も対象です)

■補助対象期間と受付期間について

①補助対象期間：令和4年 **4月～9月** を対象とした雇用調整助成金申請分

受付期間：令和4年7月1日～**同年12月31日**

②補助対象期間：令和4年 **10月～11月** を対象とした雇用調整助成金申請分

受付期間：令和4年12月1日～**令和5年1月31日**

※令和4年3月までを対象とした補助は既に受付を締め切らせていただきました。

■補助金申請方法

ハローワーク山形への雇用調整助成金の申請後に、次のものを下記宛先まで郵送にて提出してください。

- ① 「雇用調整助成金申請支援補助金」交付申請書
- ② 雇用調整助成金支給申請書の写し、又は緊急雇用安定助成金支給申請書の写し
- ③ 社会保険労務士等による助成金の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し

※補助金交付申請書はホームページからもダウンロードできます。

■お問合せ先

«郵送先・申請費用の補助金に関すること»

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25 山形市商工観光部雇用創出課 雇用労政グループ
[TEL:023\(641\)1212](tel:0236411212)(内線415) FAX:023(616)3535

«雇用調整助成金に関すること»

ハローワーク山形(山形公共職業安定所) 助成金窓口 TEL:023(684)1521